

中村会計だより 冬号



令和6年1月からは電子取引データの電子保存が必要に！

電子取引データについて紙出力を容認してきた「^{ゆうじょそち}宥恕措置」が、令和5年12月末をもって廃止され、令和6年1月1日以降は、電子取引データは電子保存することが**義務**となります。

1. 「電子取引データ保存」について（義務）

「電子取引データ」とは、以下の様なものをいいます。

- 電子メールで受領した「請求書」や「領収書」
- Amazon、楽天、MonotaRO等のインターネットサイトで物品購入
- 電気・ガス・電話（携帯電話）など公共料金の請求内容はインターネットで確認
- 大手メーカーとの取引に専用システム（EDI）を利用している
- クレジットカード、ETC、ガソリンの利用明細をインターネットで入手
- PayPay、楽天Pay、d払いなど電子決済サービスを利用している
- 従業員がネットで立て替えた「旅費」や「消耗品」を精算している

上記のような紙以外で受領する「請求書」や「領収書」などは電子取引に該当します。

これら電子取引に係る「電子取引データ」は、電子データのまま電子保存することが義務化され、紙に印刷して保存することは原則として認められなくなります。これに違反した場合は、青色申告の承認が取り消される恐れがあります。

では、どのように保存すればよいのでしょうか？

① 専用のソフトウェアを導入する

法的な要件を満たしたソフトウェアに保存する必要があります。
TKCのFXシリーズをご利用の場合は、法的要件を満たした電子取引データ保存機能を搭載していますので、そちらをご活用ください。



② PDFなどにして任意のフォルダに格納して保存する

専用のソフトウェアを利用しない場合は、電子取引データをPDF・PNG・JPGファイルなど保存閲覧出来る状態にして、パソコンや記憶媒体に保存をします。パソコン等を買替える場合は、ファイルの移行も必要です。データファイル名に規則性を持たせたり、内容を索引簿で管理するなど、一定のルールが定められています。（詳しくは中村会計の担当者にお問い合わせください。）

2. 「スキャナ保存制度」について（任意）

スキャナ保存制度とは、文書保存の負担軽減のため、税法で保存が義務付けられている書類を「紙」のままでなくスキャナで読み取った電子データで保存出来る制度です。（ペーパーレス化）

制度の利用は任意となります。スキャナ保存する電子データはタイムスタンプを付与するなど一定の保存の要件があります。FXシリーズをご利用の場合は、法的要件を満たした保存機能を搭載していますので、そちらをご活用ください。

3. TKCのFXシリーズに搭載された「証憑保存機能」について

TKCのFXシリーズに搭載された「証憑保存機能」は、「電子取引データ」や「紙の証憑」を読み込み、TKCのデータセンター(TISC)に電子データとして保存するサービスです。

最大の特徴は、電子データと仕訳は紐付けされ保存される事です。

※クラウドサービスの為、利用に際しインターネットへの接続は必須となります。

① 電子取引データは、「TKC 証憑保存ツール」で楽々！

インターネット上の電子取引データを、ブラウザの「印刷」操作だけで簡単に取り込める TKC 証憑保存ツール(プリンタドライバ)が内蔵されています。

② 紙の証憑は、「スキャナ」でも「スマホ」でも取り込みOK！

紙の証憑は 1 分間に最大 40 枚スキャンできる卓上タイプの「ScanSnap ix1600」(リコー)や、バッテリーで稼働するスリムな「ScanSnap ix100」(リコー)などのスキャナで読み取ります。

また、スマホに専用のアプリを登録すれば、証憑をスマホで撮影するだけで電子データとして保存できます。出張先でリアルタイムに経理担当者に領収書データを送信できます。



③ 仕訳を簡単入力！

読み取った電子取引データは「日付」「取引先名」「金額」「消費税」など仕訳入力時に基礎データとして初期表示出来ます。不足情報は画像を見ながら簡単に補正できます。補正した内容をシステムが学習するため、使えば使うほど便利になります。(高度な読み取りが可能になる「領収書等 AI 読み取りオプション」のご利用をお勧めします。)

④ 証憑と仕訳を並べて表示！

「電子取引データ」と「仕訳」を紐付けしているため、1つの画面で並べて確認できます。電子データも仕訳を探す感覚で簡単に探し出すことが出来ます。

⑤ データを1ヶ所に保存！

さまざまな電子取引データを TKC の FX シリーズ 1ヶ所に集約することで、文書管理がシンプルになり、負担が軽くなります。

⑥ 会計事務所もすぐ確認！

「電子取引データ」と「仕訳」は中村会計からも閲覧可能であり、会計事務所の担当者と情報を共有し、遠隔での経理処理等の相談が可能になります。

「TKC 証憑保存機能」の利用イメージを動画や文章で紹介しています。ぜひご覧ください。

他社システムを利用した場合、会計システムと二つのシステムを併用する事になり、監査業務が煩雑化します。場合によっては折角の電子取引データを監査の為に紙に印刷して頂かなくてはならない場合も考えられます。

電子取引データを専用ソフトウェアで保存する際は、TKC 証憑保存機能をご検討ください。



<https://www.tkc.jp/fx/tds/>